

そこが知りたい！

## 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： BEPS 行動計画 6～租税条約の濫用防止規定

OECD（経済協力開発機構）が、2015年10月5日に公表した BEPS（Base Erosion and Profit Shifting）行動計画の最終報告書のうち、行動計画6は、租税条約締結国以外の第三国の居住者が不当に条約の特典を享受する行為を防止するために勧告されたものです。この勧告を踏まえ、最近締結された租税条約には、租税条約の濫用防止規定が導入されています。今回は、勧告の具体的な内容について紹介します。

### 行動計画6 租税条約の濫用防止（Preventing the Granting of Treaty Benefits in Inappropriate Circumstances）

租税条約の濫用防止のためのミニマム・スタンダードとして、次の①②のいずれか、または①②の双方を、二国間の租税条約に導入することが勧告されています。

#### ① 特典制限条項（Limitation on Benefit: LOB）

所得の受益者が、LOB条項が定める一定の基準を満たす適格居住者に該当する場合にのみ租税条約の特典が付与されます。この制限の対象となる所得は租税条約によって、以下のように異なります。

アメリカ・ドイツ	すべての所得
イギリス・スイス・オランダ	配当（親子間配当）、利子、使用料、譲渡所得、その他の所得
フランス	事業所得・配当（親子間配当）・利子・使用料・譲渡所得・その他の所得
オーストラリア	事業所得・配当（親子間配当）・利子・譲渡所得
ニュージーランド	配当（親子間配当）・利子・譲渡所得
スウェーデン・ベルギー	配当（親子間配当）・利子・使用料

2017年1月1日から適用開始となった新日独租税協定\*においては、LOB条項(21条1・2)に加えて、源泉課税に関する手続規則において、国内法の源泉徴収税率で課税を行った後に、条約の限度税率との差額相当額を還付する方式が規定されたため(27条)、事務負担の増加は避けられません。

#### ② 主要目的テスト（Principal Purpose Test: PPT）

ある取引の仕組みを構築した主たる目的が、租税条約の特典を受けるためであると判定された場合には、租税条約の特典を付与しないとします。内容や範囲は異なりますが、英、仏、豪、スイス、ニュージーランド及びスウェーデンとの租税条約においてすでに採用されています。新日独租税協定のPPTは、「全ての関連する事実及び状況を考慮して、この協定を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであると判断することが妥当である場合には、当該特典を与えることがこの協定の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除き、その所得については、当該特典は与えられない。」と規定されています(28条)。

### お見逃しなく！

PPTの具体的な運用や基準にては、明確な判断基準が定められていないため、課税側にとって有利な解釈に基づき課税される事態が起こりえる可能性があります。今後、両締約国において、対象事案が蓄積するにつれて、PPTの解釈が精緻化されていくものと考えられます。

\* 詳細は国際税務ニュースレター2016年12月号にて紹介しています。

([https://www.grantthornton.jp/pdf/newsletter/international/international\\_201612.pdf](https://www.grantthornton.jp/pdf/newsletter/international/international_201612.pdf))